

## 富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービス A 従業者養成研修取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（平成29年4月1日部長決裁）第44条第1項に規定する市長が指定する研修（以下「研修」という。）における手続きその他必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この研修の実施主体は、富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領（平成29年4月1日部長決裁）第3条第1号イに規定する訪問型サービス A（以下「サービス A」という。）を実施若しくは実施を予定している法人（以下「事業者」という。）とする。

(対象者)

第3条 この研修の対象者は、サービス A に従事することが予定されている者で、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は訪問介護員等の資格を持たない者とする。

(実施内容)

第4条 研修の実施内容については、次のとおりとする。

- (1) 研修の履修内容、目的及び時間については別表のとおりとする。
- (2) 研修の講師は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は訪問介護員等の資格を有する者で、介護従事者としての十分な知識及び経験があり、別表に定める履修内容の各項目に対して説明ができる者とする。なお、別表の項目1「高齢者の現状と介護保険制度」については、研修の講師として富士宮市保健福祉部の職員が説明できるものとする。

(修了証書の交付)

第5条 事業者は、研修を修了した者に、修了証書（第1号様式）を交付するものとする。

(実施報告)

第6条 事業者は、研修を実施した最終日の属する月の翌月末までに実施報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(名簿等の管理)

第7条 事業者は、修了証書を交付した者の修了年月日、氏名及び生年月日等を記載した交付名簿、その他必要書類を適正に管理しなければならない。

(留意事項)

第8条 事業者は、研修の実施に当たり、安全の確保及び事故の防止等について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、研修を実施したことにより知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 事業者は、受講者が研修で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないよう受講者を指導しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

科目	内容	時間
1	高齢者の現状と介護保険制度 ・高齢化率等の現状と将来推計 ・介護保険制度 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護予防ケアマネジメント	2時間
2	高齢者の特徴と対応 ・老化に伴う心身の変化と日常生活への影響 ・高齢者に多い疾病 ・介護予防の考え方	1時間
3	認知症の理解 ・認知症の方の心理及び行動の理解 ・認知症の方への接し方	1時間
4	高齢者の権利擁護 ・自立支援、尊厳の保持、高齢者虐待防止、介護従事者の倫理、秘密保持等の基礎知識	1時間
5	高齢者との接し方 ・接遇マナー ・共感、受容、傾聴、気づき等基本的なコミュニケーションの手法	1時間
6	生活援助の実務 ・高齢者の自立支援を妨げない生活援助のあり方 ・生活援助の技法 ・緊急時の対応方法 ・感染症予防	2時間
7	実習 ・生活援助の実体験 ・研修の振り返り及び内容の確認	2時間

時間については目安とする。

第1号様式（第5条関係）

修 了 証 書

氏 名

生年月日                      年    月    日

あなたは、富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービスA 従事者養成研修取扱要領に規定するサービスA 従事者養成研修を修了したことを証します。

年    月    日

（事業者名）

（代表者名）

第2号様式（第6条関係）

実 施 報 告 書

年 月 日

（宛先）富士宮市長

所在地

事業所名

代表者名

富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業サービスA従事者養成研修取扱要領に規定するサービスA従事者養成研修を実施したので、次のとおり報告します。

1 研修実施日時

年 月 日

2 研修実施場所

名称

所在地

3 研修実績

受講者数 名

修了者数 名

4 研修内容（研修の詳細が分かる資料を添付すること）

5 講師名簿

氏名	生年月日	所属	資格 (取得年月日)

